

No	書類名	頁	章	節	項	号	項目内容	質問事項	回答
1	公募要項	1	2 6	(3) (4)			・工事等に伴う駐車場の状況について ・リスク分担	平成27年7月の金沢区を初めとする庁舎再整備事業における各区駐車場の閉鎖及び新規開設において、その実施時期に変更が生じた場合は、事業計画書並びに収支計画についての見直しを実施するとの認識で宜しいでしょうか。	状況に応じて協議事項となります。
2	公募要項	4	5	(1)			管理の対象	「道路から駐車場への出入口及び駐車場場内の車路、車室及びそれらに附属するもの」とは、どこまでが「それらに附属するもの」に該当するのでしょうか。	「附属するもの」とは、駐車場への誘導看板や、外灯、停止線等の路面に書かれたサイン等を想定しています。
3	公募要項	4	5	(2)			管理の範囲と作業及び費用分担	前回公募においては、市と指定管理者の費用負担区分として、1区当たり1件30万円未満、年間合計90万円未満の費用負担条件が設定されていました。今回の公募における負担条件をご提示ください。	今回の公募では、金額による負担条件は設定していません。修繕等の対象物等によって負担条件を設定しています。
4	公募要項	5	5	(2)	ウ		庁舎から独立した立体自走式駐車場	建物の構造物及び設備に係るものの維持管理が指定管理者の負担となっています。市所有物の躯体等維持管理まで指定管理者が負担することは難しいと考えます。「ア庁舎と一体となっている駐車場」同様に市負担ではないのでしょうか。仮に指定管理者にて負担する場合は、年間上限予算額を設定頂かないと事業収支算定が不可能となります。	想定している駐車場は、今後新設を予定している南区及び緑区の新駐車場です。建物の構造物及び設備に係る日常点検や軽微な修繕などの維持管理は指定管理者の負担としますが、躯体全体に係る著しい損傷や経年劣化による改修等については、協議事項とします。
5	公募要項	5	5	(2)	ウ		庁舎から独立した立体自走式駐車場	建物構造物も指定管理者負担とあるが、すでに老朽化しているものの修繕も管理者負担か。また、現時点で必要と考えられる修繕項目をご教示願います。	
6	公募要項	5	5	(2)	ウ		庁舎から独立した立体自走式駐車場	駐車場棟に付属するエレベーターとは具体的にどの区役所が該当するのでしょうか。また、その際の保守点検費として計上すべき想定費用を参考にご教授ください。	新設される南区及び緑区の立体自走式駐車場に設置予定です。保守点検費については、想定費用の提示は出来ませんが、現段階では、南区では11人乗り、緑区では6人乗り程度の仕様になると想定しています。また、本市直営施設で近年設置されたエレベーターはフルメンテナンス契約を行っております。
7	公募要項	6	5	(2)	オ		機械式駐車場	現在指定管理者にて実施している保守点検業務の分担は市と指定管理者のどちらになるのでしょうか。	機械式駐車場の保守点検業務は指定管理者に実施していただきます。
8	公募要項	6	5	(2)	オ		機械式駐車場	標準消耗部品とは、具体的にどのような部品が対象か。	回答用別紙1のとおりです。
9	公募要項	6	5	(2)	オ		機械式駐車場	機械式(タワー式)駐車場の保守点検費は、横浜市負担と想定してよいか	機械式駐車場の保守点検業務は指定管理者に実施していただきます。
10	公募要項	6	5	(3)			供用時間	土曜開庁日は、年間で何日程度あるかご教示願います。	土曜開庁日は通常毎月第2と第4土曜日のを設定しており、年度間で24日程度になりますが、その他にカレンダーの状況によって、3月の最終または4月の第1週を開庁する場合があります。
11	公募要項	7	5	(6)			送迎車両の利用について	送迎車両とは具体的にどのような車両を想定されているのでしょうか。	通常の乗用車の他、福祉車両と呼ばれる低床で車高の高い車両等も想定しています。
12	公募要項	8	5	(7)	(ウ)		200V充電器の設置について	充電器の購入や設置工事費については、市の負担との認識でよいか。	市役所及び区役所(港南区と緑区を除く)にはすでに充電器を設置済みです。港南区と緑区については、区庁舎工事の進捗に合わせて、横浜市で設置します。
13	公募要項	8	6	(2)	ア		利用料金の設定	「30分までごとに300円の範囲内」は、30分あたり300円の課金が上限との認識でよいか。 例) 20分ごと200円、30分ごと200円…OK? 15分ごと200円、20分ごと300円…NG?	30分あたり300円の課金が上限となります。この範囲の中での提案をお願いします。

No	書類名	頁	章	節	項	号	項目内容	質問事項	回答
14	公募要項	8	6	(2)	ア		利用料金の設定	近隣民間駐車場との価格設定の差が著しく大きい場合、半年より短い期間で、料金設定変更の提案を申し入れすることは可能でしょうか。	料金設定変更の提案は、半年程度経過した後が原則ですが、近隣民間駐車場との価格差が著しく大きい場合は、協議事項とします。
15	公募要項	10	6	(3) (4)	エ		・機械式駐車場設備の故障等による運転停止について ・リスク分担	市所有の機械式駐車場設備の不具合等により、収入が著しく減少した場合に、市へ納入する最低保証額について、見直しや修正していただくことは可能でしょうか。	状況に応じて協議事項となります。
16	公募要項	19	8	(4)			応募手続きについて	指定申請書各様式にてブロックA及びブロックBに分かれていない書面は、共通で1セット提出すればよろしいでしょうか。それともブロック毎に提出が必要でしょうか。	ブロックAとBは別案件の募集になりますので、申請書類はブロックごとに作成して提出してください。
17	(参考)工事に伴う新駐車場のレイアウト計							新設される西区、緑区、南区、港南区、金沢区の各駐車場計画図面のCAD(DXF形式)データをご提供ください。	CADデータによる提供はいたしません。
18	(参考)工事に伴う新駐車場のレイアウト計画図						緑区	平成28年8月から計画されている緑区仮設駐車場については、市にてアスファルト舗装及びフェンス設置までにインフラ整備を実施頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	現時点では未設計のため、今後の協議事項となります。
19	応募書類						団体の概要(様式5)	両ブロックの申請をする場合、ブロック毎に提出が必要でしょうか。	ブロックAとBは別案件の募集になりますので、申請書類はブロックごとに作成して提出してください。
20	応募書類						団体の概要(様式5)	「共同事業体の結成に関する申請書」の『横浜市●●施設の公募に参加するため～』の施設名称は代表区役所名を記載し、その他●区と記載すればよろしいでしょうか。	様式5-2の●●の部分には「庁舎駐車場(ブロック○)」と記載してください。具体的な区役所名は必要ありません。
21	応募書類						税務署発行の納税証明書「その3の3」	納税証明書「その3の3」とありますが、「その3の3」は申請時点での未納の税額がないことの証明のため、過去事業年度での申請は出来ません。現時点での未納がない事の証明のみ発行可能ですが、その証明書のみの提出で宜しいでしょうか。 仮に「その1(納付すべき税額、納付した税額及び未納税額等の証明)」としても、税務署で発行できるのは過去3か年までとなります。	納税証明書「その3の3」のみの提出で結構です。
22	応募書類							各駐車場の収支を可能な限りご教示願います。(売上、人件費、修繕費、メンテナンス費など)	回答用別紙2のとおりです。
23	応募書類							過去2～3ヶ年の駐車場毎の収入・経費等のデータを早急に開示していただけますか。	回答用別紙2のとおりです。
24	駐車場別概要書					④	現在の駐車場の構造・形態等	現状、横浜市にて保守点検を行っている以下の保守点検は、今後も市での実施を想定してよいか。(中区庁舎駐車場の車両用エレベーター、旭区総合庁舎駐車場の二段式駐車場の保守点検は横浜市で行います)	中区庁舎駐車場の車両用エレベーターと旭区総合庁舎駐車場の第1駐車場に設置されている二段式駐車場の保守点検は横浜市で行います。
25	駐車場別概要書					⑤	現在の整理員等配置時間、配置人数	現状、各駐車場に配置される人員の削減は可能か。	事業計画書による提案事項になります。安全で円滑な運営に十分配慮した提案としてください。
26	レイアウト図							駐車しやすさ向上のため、車室を1台程度減らすことに問題はあるか。	現状台数の維持を原則としますが、事故の発生率が著しく高いと想定されるなど、安全な運営上、特に必要とする場合は、協議事項とします。
27	レイアウト図							公用車車室の駐車場所変更は、可能でしょうか。	現状の台数及び位置を原則としますが、事故の発生率が著しく高いと想定されるなど、安全な運営上、特に必要とする場合は、協議事項とします。

No	書類名	頁	章	節	項	号	項目内容	質問事項	回答
市庁舎駐車場									
28	レイアウト図						第1駐車場	公用車スペースとの境にあるゲート機の役割・使用方法をご教示願います。	駐車場別概要書の公募条件⑨その他に記載する、「公用車駐車場から第1駐車場に車両が入れるよう導線を確保」するため、市長への来賓者などの車両が通行する場合に使用します。通常時はゲートを下げており、一般車両は通行しません。

神奈川区駐車場									
29	駐車場別概要書					⑤	現在の整理員等配置時間、配置人数	現状の配置人数の削減は可能か。(現状:平日8:00-18:00に4名配置)	事業計画書による提案事項になります。安全で円滑な運営に十分配慮した提案としてください。

西区駐車場									
30	公募要項	9	6	(2)	ウ		減免処理方法	市の方で、減免処理の対処は、していただけるのでしょうか。	提案事項ですので、事業計画書で提案してください。現状の減免処理方法は、公募要項の9頁に記載のとおりです。
31	駐車場別概要書					④	現在の駐車場の構造・形態等	新設される西区庁舎駐車場で使用する認証機については、現行と同条件として指定管理者からの提供台数は最大10台との認識で宜しいでしょうか。	認証機の提供台数は提案事項です。認証方法も踏まえて事業計画書で提案してください。なお、他区の現状では、1区あたり20台前後を使用しています。
32	駐車場別概要書					④	現在の駐車場の構造・形態等	駐車機器未設置の理由があればご教示願います。(前面に幼稚園があり時間貸し運営NGなど)	西区庁舎は26年度末まで、耐震補強工事等を実施しているため、有料化を実施していません。そのため有料化のための駐車機器は未設置の状況です。
33	駐車場別概要書					④	現在の駐車場の構造・形態等	現状無人だが、駐車場の昇降ポールの上げ下げは、指定管理者の管理対象か。	駐車場の供用時間は、提案事項になります。駐車場の昇降ポールを使用する場合については協議事項とします。
34	駐車場別概要書					④	現在の駐車場の構造・形態等	駐車場に機器の設置は、可能か。	可能です。事業計画書で提案してください。

緑区駐車場									
35	駐車場別概要書					⑦	市が希望する駐車場供用時間	「市が希望する駐車場供用時間」が8:00~22:30と指定されているが、22:30まで供用としている理由があれば、ご教示願います。	区役所に併設されている公会堂の利用時間が22:00までとなっています。そのため、公会堂利用者に配慮した時間設定としています。なお、緑公会堂は9月24日から平成28年3月末(予定)まで工事の関係で閉鎖されますので、閉鎖期間の希望供用時間は上記の限りではありません。

保土ヶ谷区駐車場									
36	駐車場別概要書					⑦	市が希望する駐車場供用時間	本館駐車場の駐車場供用時間が18:00までとあるが、24時間営業は不可能か。	庁舎管理上の点から、本館駐車場の24時間の供用は出来ません。